

東大阪人権第1433号
令和5年2月24日

東大阪市いじめ問題調査委員会
委員長 山口 崇 様

東大阪市長 野田義和

令和4年10月17日付調査報告に対する再調査について(諮問)

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により下記の通り諮問します。

記

諮問事項

- ① いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づき、令和4年10月17日付で教育委員会から市長へ報告のあったいじめ重大事態に対し、令和5年1月26日付で提出された再調査を求める意見書において、聞き取り調査の結果に相違があるとされる点に対する調査・検証
- ② 上記①に基づく、いじめ防止対策に関する提言